

令和 7 年 3 月 3 1 日

人 事 院 事 務 総 長

「職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について」の一部改正について（通知）

「職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について（平成 6 年 7 月 2 7 日職職— 3 2 8）」の一部を下記のとおり改正したので、令和 7 年 4 月 1 日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
第 1 0 宿日直勤務及び超過勤務並びに超勤代休時間の指定関係 1 ～ 1 1 （略） 1 2 各省各庁の長は、特例業務（規則第 1 6 条の 2 の 2 第 2 項に規定する特例業務をいう。以下同じ。）の範囲を、職員が従	第 1 0 宿日直勤務及び超過勤務並びに超勤代休時間の指定関係 1 ～ 1 1 （略） 1 2 各省各庁の長は、特例業務（規則第 1 6 条の 2 の 2 第 2 項に規定する特例業務をいう。以下同じ。）の範囲を、職員が従

事する業務の状況を考慮して必要最小限のものとしなければならない。この場合において、当該職員の超過勤務が規則第16条の2の2第1項第2号イ又はハに規定する時間を超えるときには、その特例業務の範囲をより慎重に判断するものとする。

13～15 (略)

16 規則第16条の2の2第3項に規定する超過勤務に係る要因の整理、分析及び検証（次項及び第18項において「整理分析等」という。）を行うに当たっては、上限時間等を超えて超過勤務を命ぜられた職員について、少なくとも、所属部署、氏名、特例超過勤務を命じた月又は年における超過勤務の時間又は月数及び当該月又は年に係る上限時間等、当該職員が従事した特例業務の概要並びに人員配置又は業務分担の見直し等によっても同条第2項の規定の適用を回避することができなかった理由を記録しなければならない

事する業務の状況を考慮して必要最小限のものとしなければならない。

13～15 (略)

16 規則第16条の2の2第3項に規定する超過勤務に係る要因の整理、分析及び検証（次項において「整理分析等」という。）を行うに当たっては、上限時間等を超えて超過勤務を命ぜられた職員について、少なくとも、所属部署、氏名、特例超過勤務を命じた月又は年における超過勤務の時間又は月数及び当該月又は年に係る上限時間等、当該職員が従事した特例業務の概要並びに人員配置又は業務分担の見直し等によっても同条第2項の規定の適用を回避することができなかった理由を記録しなければならない。

い。 1 7 (略) 1 8 各省各庁の長は、<u>整理分析等を行った場合にはその結果も踏まえ、業務量の削減又は業務の効率化に取り組むなど、超過勤務の縮減に向けた適切な対策を講ずるものとする。</u> 1 9 ～ 2 3 (略)	1 7 (略) 1 8 各省各庁の長は、<u>業務量の削減又は業務の効率化に取り組むなど、超過勤務の縮減に向けた適切な対策を講ずるものとする。</u> 1 9 ～ 2 3 (略)
--	--

以 上